



## 第31回 新型コロナウイルス感染症に係る助成金と税金



私は飲食店を営んでいます。新型コロナウイルス感染症の影響で収入が激減し、助成金や給付金をもらいました。これらの助成金等は税金がかかるのでしょうか。その場合どういう税金がかかるのですか。



明けましておめでとうございます。

今年は新型コロナウイルス感染症(以下「コロナ」といいます。)に関連したご質問で幕開けですね。

コロナで多くの方が大きな影響を受けています。国や地方公共団体ではこのような方々の支援のため、多種多様な助成金(商品券など金銭以外の経済的利益を含み、以下「助成金等」といいます。)の支給等の支援を行っています。(右の表参照)

助成金等には、個別の事実関係によって非課税となるものと課税となるものがあります。それぞれ代表的なものについてご説明いたします。

### 非課税となるもの

非課税となる助成金等には、①その助成金等が支給される根拠となる法令等により非課税となるものと、②所得税法の9条(非課税の規定)に該当するなどして非課税となるものがあります。

#### ■特別定額給付金(総務省・市町村)

コロナによる緊急事態宣言下の各家庭の家計を支援するため、各市町村から世帯主に対して、基準日(令和2年4月27日)に住民基本台帳に記録されている者1人当たり10万円が給付されました。

この給付金は、支給の根拠となった通称「新型コロナウイルス税法」という法律により非課税となります。

ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士

杉山 秀夫 (関東信越税理士会大宮支部)

大井賀津子 (関東信越税理士会川越支部)

#### ■学生支援緊急給付金(文部科学省)

コロナの影響で世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により大学等での修学が困難となっている学生等に対し「学びの継続」のため、1人10万又は20万円が支給されました。

この給付金は所得税法の非課税規定により非課税となります。

### 課税となるもの

次の助成金等は、受給者の売上等として収入金額に算入され、法人税や所得税等の課税の対象となります。

なお、給付金は消費税の不課税売上に該当するので消費税はかかりません。

#### ■持続化給付金(経済産業省)

コロナにより特に大きな影響を受けた事業者等に対し事業の継続を支援、事業全般に広く使えるよう中小企業に該当する法人には最高200万円、個人(フリーランスを含みます。)には100万円が支給されます。給付金の申請受付は、令和2年5月1日から始まり本年2月28日まで行われています。

この給付金は、受給者が法人であれば法人税等が課税され、個人であれば所得税や住民税が課税されます。個人の方は給付の対象となった事業等の内容により、事業所得や給与所得、雑所得の所得区分で税金の計算をしてください。

この場合に、給付金の申請手続きに際して発生

■表 新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して国等から支給される主な助成金等の課税関係 (例示)

非課税	支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの	課税	事業所得等に区分されるもの
	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金 (雇用保険臨時特例法7条)</li> <li>新型コロナウイルス感染症対応休業給付金 (雇用保険臨時特例法7条)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>持続化給付金 (事業所得者向け)</li> <li>中小企業・個人事業主追加支援金 (埼玉県)、小規模企業者・個人事業主給付金 (さいたま市他市町村)</li> <li>家賃支援給付金</li> <li>埼玉県中小企業個人事業主家賃支援金 (埼玉県)</li> <li>農林漁業者への経営継続補助金</li> <li>文化芸術・スポーツ活動の継続支援</li> <li>東京都の感染拡大防止協力金</li> <li>雇用調整助成金</li> <li>小学校休業等対応助成金</li> <li>小学校休業等対応支援金</li> </ul>
	<p><b>新型コロナ特法が非課税の根拠となるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特別定額給付金 (新型コロナ特法4条1号)</li> <li>子育て世帯への臨時特別給付金 (新型コロナ特法4条2号)</li> </ul>		
	<p><b>所得税法が非課税の根拠となるもの</b></p> <p>○学資として支給される金品 (所得税法9条1項15号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学生支援緊急給付金</li> </ul> <p>○心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金 (所得税法9条1項17号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金</li> <li>新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金</li> <li>企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券</li> <li>東京都のベビーシッター利用支援事業における助成</li> </ul>		<p><b>一時所得に区分されるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>持続化給付金 (給与所得者向け)</li> <li>中小企業・個人事業主追加支援金 (埼玉県)、小規模企業者・個人事業主給付金 (さいたま市他市町村)</li> <li>Go To キャンペーン事業における給付金</li> </ul>
			<p><b>雑所得に区分されるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>持続化給付金 (雑所得者向け)</li> <li>中小企業・個人事業主追加支援金 (埼玉県)、小規模企業者・個人事業主給付金 (さいたま市他市町村)</li> </ul>

した費用 (行政書士に対する報酬等) は、必要経費に該当します。

■中小企業・個人事業主追加支援金 (埼玉県)、  
小規模企業者・個人事業主給付金 (さいたま市他市町村)

持続化給付金は国 (経済産業省) からの給付金ですが、コロナにより大きな影響を受けた事業者が埼玉県や市町村から給付金が支給されました。それぞれ県・市町村の独自施策として実施されたので対象者や要件は多少の違いがあるようですが、支給は一律 10 万円が多かったようです。

■家賃支援給付金 (経済産業省)

コロナにより売上が減少した事業者の事業継続を下支えするため、支払地代・家賃 (賃料) の負担を軽減する給付金が支給されます。対象は資本金 10 億円未満の法人、フリーランスを含む個人事業者で、最大で法人に 600 万円、個人事業に 300 万円が支給されます。

■埼玉県中小企業・個人事業主家賃支援金 (埼玉県)

中小企業・個人事業者で、国から家賃支援給付金を受けている方への上乗せとして 1 事業者に最大 20 万円 (2 か所以上賃借している場合は 30 万円) が支給されます。

ご質問をくださった方はどのような助成金等もらったのでしょうか?

各県、各市町村では国とは別に独自の支援事業を行っています。上の表には掲載されていないものが多数あります。国が行っているものも全ては掲載されていません。

表に掲載されていない助成金等を受けている場合は、支給した団体にご確認ください。

さらに詳しくお知りになりたい方は、武蔵野銀行の各支店の窓口、ぶぎん地域経済研究所までお問合せください。